

長野県における製糸業関連史料について (2)

On the Historical Material for the Silk Industry in Nagano Pref. (2)

神津善三郎、小川勝一
小林正洋、野原建一

Zenzaburo Kôzu, Katsuichi Ogawa
Masahiro Kobayashi, Ken'ichi Nohara

⑧ 東行社定則 明治26年2月
商法が実施される直前に改正された定則。明治10年に出された「定則」(本誌第9巻1号 1987年8月)にくらべ、条文は41条にふくらみ、全体を10章にわけている。新しく加えられた条文は、役員の名称とその人数、および役職その他の職務規定である。しかし、東行社の目的、組織上の大きな改革はなく、基本的には、明治10年当時の「定則」に準じている。したがって、条文を紹介することは略す。

⑨ 東行合資會社定款 明治26年12月
明治26(1893)年3月6日、商法と商法施行條例が改正され、公布された。それにもとづいて東行社の「東行會社定則」は「東行合資會社定款」にあらためられた。つぎにしめす史料は、その「定款」の全文である。

本社ハ明治十年八月十日長野縣庁ノ認可ヲ得テ之ヲ創設シ尔来營業ヲ保續シ社運益繁昌ヲ致セル処今般商法実施ニ付従来ノ規則ヲ改正シ更ニ會社定款ヲ定ムルヲ左ノ如シ

東行合資會社定款

- 第一條 會社ハ之レヲ東行合資會社ト称ス
- 第二條 會社ハ之レヲ長野縣上高井郡須坂町第六百三拾壹番地ニ設置ス
- 第三條 會社ノ存立年限ハ會社創立ノ明治十年八月十日ヨリ明治四十九年八月九日マデ滿四十ヶ年トス
但滿期繼續ハ惣會ノ協議ニヨル
- 第四條 會社ノ本業ハ専ラ製絲業ノ發達ヲ謀リ

販路ヲ擴張シ大ニ斯業ヲ増進セシムルヲ以テ目的トス其業体左ノ如シ
一 一定ノ費用ヲ徴シ會社員ノ製造シタル器械製絲ヲ繰返シ之レヲ一齋ニ荷造シ販売ヲナス

第五條 會社ノ資本ハ之レヲ金八千六百八拾円トシ社員三拾七名トス

第六條 會社ヲ組織シタル各社員ノ氏名及其出資額ハ左ノ如シ

- 一 金五百拾円 小林新兵衛
- 一 金三百七拾円 持田藤治郎
- 一 金三百拾五円 青木甚九郎
- 一 金五百円 遠藤 万作
- 一 金四百拾円 神林 民藏
- 一 金五百四拾円 神林鶴太郎
- 一 金百五拾円 牧 友之助
- 一 金五百廿円 高橋庄右衛門
- 一 金三百九十円 田中 秀太
- 一 金三百八十円 田中 新藏
- 一 金三百三拾五円 遠藤徳三郎
- 一 金貳百円 土屋 栄七
- 一 金貳百円 田中作之助
- 一 金三百廿五円 田中 録助
- 一 金百貳拾円 宮崎忠三郎
- 一 金貳百三拾円 田中喜太郎
- 一 金百九拾円 霜田元之助
- 一 金百四拾五円 小林伸太郎
- 一 金百四拾五円 梅本鶯太郎
- 一 金百三拾円 牧 辰之助
- 一 金貳百拾円 山本五三郎
- 一 金百拾円 内山 新作

- 一 金八拾五円 保坂 清治
- 一 金百三拾五円 土屋喜兵衛
- 一 金百貳拾五円 神尾 やい
- 一 金百貳拾五円 中澤 仁作
- 一 金百四拾円 久保田久一郎
- 一 金百五拾円 神林 新作
- 一 金百六拾円 牧六郎右衛門
- 一 金四百七拾五円 牧 熊吉
- 一 金百八拾五円 勝山六太郎
- 一 金百〇五円 北澤 喜八
- 一 金七拾円 小林和太吉
- 一 金百廿五円 牧 沖三郎
- 一 金百三拾五円 青木嘉兵衛
- 一 金百廿五円 小松又三郎
- 一 金百拾五円 安藤 喜市

第七條 社員其持分ヲ譲渡サントスル時 六ヶ月前ニ書面ヲ以テ其譲請人ノ氏名ヲ社長ニ豫告スヘシ 社長ハ他ノ業務担当社員ト協議ノ上其譲受人ノ資力ヲ調査シ之ニ認否ヲ與フ

但該処分ニ對シテハ何人タリトモ異議ノ申立ヲ許サス

第八條 會社ノ期限ハ有期ナルガ故若シ社員中退社セント欲スル者アルモ惣會ノ承諾ヲ得ルニアラザレハ之レヲ許サス

右ノ惣會ニ於テハ六ヶ月前ニ豫告ヲ為シ且事業年度ノ末ニ限ルモノトス

第九條 社員中死亡若クハ能力喪失セシ者アル時ハ其相続人若クハ管財人ハ業務担当社員ノ許可ヲ經テ營業ヲ保續スル事ヲ得

第十條 各社員ノ會社ノ損益ヲ共分スル割合ハ其出資ノ金額ヲ標準トシ之ヲ定ムルモノトス

第十一條 各社員ハ會社ニ對シ勉勵注意ヲ為ス責任アリ若シ其責務ニ背キ會社ニ損害ヲ生ゼシメタルトキハ之ヲ賠償スヘシ

第十二條 各社員ハ何時ニテモ業務ノ實況ヲ監察シ會社ノ帳簿及ヒ書類ヲ検査シ且意見ヲ述ベル權利アルモノトス

第十三條 會社ニ此定款及諸般ノ會社業務ヲ執行センメンカ為メ社員中ヨリ業務担当社員十一名ヲ撰挙シ内式名ヲ社長副社長トシ他ノ九名ヲ理事ト称ス

第十四條 業務担当社員ノ任期ハ滿老ケ年トシ該期ノ通常總會ニ於テ之レヲ改撰ス但滿期再撰ヲ妨グス

第十五條 業務担当社員ハ業務執行ノ為メ商業使用人ヲ任免シ職務ヲ分課スルヲ得

第十六條 業務担当社員ハ會社ノ營業上必要ト認ムル場合ニ限り金円ノ貸借ヲ為スヲ得

第十七條 業務担当社員ハ總員共同ニアラザレバ會社事業ヲ取扱フヲ得ス

第十八條 業務担当社員ハ其業務執行中ニ生ジタル會社ノ義務ニ付連帶無限ノ責任ヲ負フヘシ

此責任ハ該員ノ退任後二ヶ年ノ滿了ニ因リテ消滅スルモノトス

第十九條 業務担当社員ハ毎年二月通常總會ヲ招集シ其他必要ト認ムル時ハ總社員四分ノ一以上申出アルトキハ臨時總會ヲ招集スヘシ

第二十條 社員中差支アリテ會社ノ集會ニ出席スル能ハザル時ハ他ノ全社員ニ限り委任狀ヲ交付シ之レヲ代理センムルヲ得

第二十一條 通常總會ニ於テ社長事業實際報告ヲ為シ併テ貸借對照表ヲ作り總會ノ認定ヲ受クヘシ其認定ハ出席社員ノ多数決ニ拠ル

第二十二條 社長ハ總會ノ會長ニシテ社員ノ質問ニ對シ説明及答辨ノ義務ヲ有ス

第二十三條 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ七日前ニ各社員ニ會議ノ目的ヲ通知シ且提出スヘキ書類ヲ送附スヘシ

但至急ヲ要スル臨時總會ニ於テハ此限りニアラス

第二十四條 總會ニ提出シタル總テノ議按ハ惣社員四分ノ三以上ノ多数ニ依テ之ヲ決ス

第二十五條 社員ノ議決權ハ出資額ニ因リ等差アルヲナン

第二十六條 臨時總會ニ於テ決議ヲ要スル定数ノ社員出席セザルトキハ其惣會ニ於テ仮リニ決議ヲ為スヲ得

此場合ニ於テハ其決議ヲ惣社員ニ通知シテ再ビ總會ヲ招集スルモノトス

此通知ニハ若シ第二ノ總會ニ於テ出席

社員ノ多数ヲ以テ第一總會ノ決議ヲ許可シタル時ハ之レヲ有効ト為スヘキ旨明告スヘシ

第廿七條 此定款ノ外申合規約ヲ設ク

第廿八條 此定款ハ總會ノ決議ニ依リ變更スルコトヲ得

右締結之証トシテ各自署名捺印ス

明治二十六年十二月廿七日

長野縣上高井郡須坂町

以下 先の「第六條」に記された出資者37名の住所、氏名が署名、捺印されているが、略す。

⑩ 東行合資會社申合規約 明治27年12月本「規約」は、「東行合資會社定款」の「第廿七條」により定められたものである。「定款」を補足する細則の役割をこの「申合規約」はもっている。同時に 役職の職務分担を定めている。

東行合資會社申合規約

本社定款ニ拠リ申合規約ヲ設クル左ノ如シ

第一条 本社役員ハ渾テ名誉職トス

第二条 本社担当社員ヲシテ左ノ業務ヲ分擔セシム

| | |
|---------|----|
| 出納掛兼計算掛 | 壹名 |
| 用度掛 | 貳名 |
| 場枰場掛 | 三名 |
| 営繕掛 | 貳名 |
| 庶務掛 | 貳名 |
| 交際掛 | 貳名 |

第三条 左ノ役員ハ業務担当社員ノ互選ヲ以テ定ム

但兼務スルヲ得

第四条 交渉委員五名ヲ置キ社員中ヨリ公撰ス

第五条 役員ハ渾テ左ノ各項ニ拠リ事務ヲ履行スル事

第一項 社長ハ本社全体ノ事務ヲ總理シ本社定款及申合規約ノ旨意ニ遵ヒ職務ヲ執行ス

第二項 副社長ハ社長ノ事務ヲ補翼シ社長事故アルトキハ渾テ代理ノ權ヲ有ス

第三項 出納掛ハ本社収入金額ヲ明記シ各掛員切符ニ對シ支拂ヲナン一月限り出納

残余金額ノ計算ヲ社長ヘ報告シ檢閲ヲ受ケ年度決算報告ヲナスヘシ

但出納上余剰金アルトキハ長副ヘ協議シ利益ヲ謀ルヘシ

第四項 用度掛ハ本社一切需用品ノ購求及調達ヲナン代價ノ支拂ヲナスヘシ

但物品ノ区分ヲナン帳簿ニ明記シ一月限り社長ノ檢閲ヲ受ケ年度計算報告ヲナスヘシ

第五項 場枰場掛ハ場内全体ヲ管理シテ男女ノ給料ヲ定メ其勤惰ヲ監督シ黜陟ヲ執行ス

但樞要緊急事件ハ長副ニ參與ヲ求メ決定スルヲアルヘシ

第六項 交際掛ハ諸官衛又ハ諸所ヘ應答并明シ或ハ遠近ニふ抱事アルトキハ直チニ派出シ社用ヲ弁ゼシム

第七項 営繕掛ハ本社新築及修繕其他器具新調修覆ヲナン渾テ費額ノ支払ヲナス

但物品ノ區別ヲナン帳簿ニ明記シ一月限り社長ノ檢閲ヲ受ケ年度計算報告スヘシ

第八項 庶務掛ハ運賃支払及寄額ノ監督ヲナスヘシ

第九項 交渉委員ハ本社員間第三者ニ関スル工男使役上ノ葛藤ヲ和解シ其事實ヲ審理シ工男女所締ノ規約ニ基キ所分シ渾テ隣保交誼ヲ失セサルヲ勉ムヘシ
但本社員間ノ葛藤ニ係ルトキハ長副ヘ參與ヲ得ヘシ

第六条 會長ハ社長ヲ以テシ議案ハ社長之レヲ發ス

但社長事故アルトキハ副社長之レヲ努ム

第七条 社員惣會ハ通常臨時ノ二種トス通常會毎年二月十日ヲ以テ開キ役員撰挙及其年ノ營業ト諸般ノ事ヲ議定シ臨時會ハ製糸及ヒ屑物賣却其重大ノ事件ハ臨時會ヲ開ク

但時機ニ因リ役員ニ托シタル件ハ此限りニアラス

第八条 役員會ハ長副評議ヲ以テ時々之レヲ開ク樞要ノ件總社員ニ謀ルヲアルヘシ

第九条 會議ハ過半数ニ至ラザレバ開クヲ得ズ
但緊急ノ場合或ハ特ニ既定スル件々ハ
長副專決スル事アルヘシ

第十条 會議ハ相談會ノ体ニ做フト雖トモ若シ
論議數岐ニ分レタルトキハ起立或ハ可否
票ヲ以テ決ス

第十一条 本社諸帳簿ノ記載方法文書ノ体裁等
ハ其担当者ト長副協議ノ上之レヲ定メ執
行スルモノトス

第十二条 本社ハ渾テ社名ヲ用ユヘシ
但金銭貸借及契約等ノ書面ニハ長副及
其事ニ関係スルモノ名印ヲ加フル門アル
ヘシ

第十三条 社印及緊要ノ鎖鑰ハ社長之レヲ保管
スヘシ

第十四条 製糸左ノ商票ヲ以テ生糸一束毎ニ粘
用ス

第十五条 販賣地ニ出荷ハ年度ノ商況ニ因リ個
數ヲ定メ当番之レヲ管理シ賣揚精算及為
換一切ノ事ヲ負担ス

但出荷当番ハ社長ノ指命ヲ以テ之レヲ
定メ轉番ニ務メシム

第十六条 本社定款及申合規約ニ違背シタルモ
ノハ長副及理事ノ協議ヲ以テ其輕重ニヨ
リ相当ノ所分^ツヲ加^フ門

第十七条 第五条ノ規定ヲ履行セサル担当者ア
ルトキハ社長指令ヲ以テ交代ナサシムル
門アルヘシ

第十八条 社員中退社セントスルトキハ期限有
限ナルカ故ニ惣會ノ承諾ハ勿論期限中出
資額ノ拂戻シヲ請求スル門ヲ得ス

第十九条 社員中惣會ノ承諾ニ拠リ退社スルト
雖滿二ケ年以上經過シ再ヒ入社ヲ乞フモ
ノアルトキハ惣會ノ承諾ヲ得ルニアラサ
レハ之レヲ許サズ

第廿条 役員分ノ社員ニ於テ本社ニ對シ樞要緊
急ノ事件ト認ムル門アルトキハ五名以上
ノ賛成ヲ得社長へ申請シ會議ヲ開ク事ヲ
得

但社長事故アルトキハ副社長へ申告ス
ルモ妨ケナシ

第廿一条 此申合規約ハ惣會ノ決議ニ拠リ之レ
ヲ改正増補スル門ヲ得

右本社定款ニ拠リ申合規約締結之証トシテ各自
署名捺印ス

以下、署名者の名前とその住所は、先の⑨の史
料と同一のため略す。

⑩ 東行合資會社契約 明治26年12月

本資料は、先の⑨の「定款」とともに、長野区
裁判所須坂出張所へ提出したものである。その内
容は、ほぼ「定款」および⑩の「申合規約」に記
されたものと同じであるが、会社である「法人」
と製糸業者の「社員」との関係をとくにしめして
いる点が異っている。したがって、以下では、そ
の異っている条文のみに限定して紹介する。

本社ハ明治十年八月十日長野縣ノ認可ヲ得テ之
レヲ創設シ爾來事業ヲ保續シ益社運隆盛ニ至ル茲
ニ商法實施ニ遭遇シ從來ノ規約ヲ改正シ左ノ契約
ヲ締結明治廿六年十二月廿七日登記公告ヲ事ス

東行合資會社契約

第壹條～四條 東行合資會社の名称、住所、存
立期限が記されている。

第五條

一 會社ノ營業ハ生糸賃繰返シ及ヒ生絲依託販賣
スルモノトス

第六條

一 本社ハ利益ヲ目的トセス専ラ依託者ノ生糸ヲ
迅速販賣スルモノトス

但社員ニ限り依託ヲ受ケ他人ノ依頼ニ應セズ

第七條

略

第八條

一 會社カ依託ヲ受ケタル生絲ハ一定ノ費用ヲ領
収シ依託者ト協議ノ上賣却為スト雖トモ時宜ニ
依リ擔當社員ニ於テ直チニ取計フ事アル可シ

第九條

一 會社カ依託ヲ受ケタル生絲繰返シ料荷造料横
濱迄ノ運搬賃等其他總テノ諸費ヲ合セテ生糸拾
貫目ニ付金拾貳円トス

但時宜ニ依リ變更スル事アルベシ

第拾條

一 營業上ノ都合ニヨリ担当社員決議ノ上社名ヲ
以テ九千円以内ノ金圓ヲ預ケ又ハ借受ル事ヲ得

但預ケ金又ハ借金九千円以上ハ総社員ノ決議ヲ要ス

第拾壹～貳條

出資金、出資者名、略。

第拾參條

- 一 社員ノ出資額ハ本社營業ニ関スル建物諸器械購入其他修繕等ノ為メ費消スルモノトス

第拾四～七條

社員ノ退社ニ関すること、略。

第拾八條

- 一 本社員カ依托ヲ受ケタル物品又ハ販賣ノ後該金ニ對シ天災其他ノ事變ニ依リ損害耗失ニ係リタルトキハ依托物品所有主ノ損失ニシテ本社弁償ノ責任ナン

第拾九條

- 一 本社ノ利益損害ハ出資額ニ依ラス依托物品ノ高ニ應シ所有主ニ利益ヲ配當シ損害モ又所有主ノ負擔トス

第貳拾條

- 一 各社員ハ會社ニ對シ勦勵注意ヲ為ス責任アリ若シ其責務ニ背キ會社ニ損害ヲセシメタル場合ニ於テハ相当ノ賠償ヲ為ス可シ

第貳拾壹條

- 一 各社員ハ何時ニテモ業務ノ實況ヲ監察シ會社ノ帳簿及書類ヲ検査シ且意見ヲ述フルヲ得

第貳拾貳條

- 一 本會社ノ業務担当社員トシテ左ノ役員ヲ置ク

| | |
|-----|-----|
| 社長 | 壹名 |
| 副社長 | 壹名 |
| 理事 | 若干名 |

第貳拾參條

- 一 第貳拾貳條ニ定メタル社長以下ノ役員ハ名誉職トシテ俸給ヲ支給セス

但總會ノ決議ヲ以テ若干ノ報酬ヲ給スルヲ得

第貳拾四～參拾四條

社長以下役員ノ職務について定めているが⑨の「申合規約」「第五条」に準ずるため略す。

第參拾五條

- 一 業務擔當社員ハ其業務執行中ニ生シタル會社ノ義務ニ對シ其責任ハ連帶無限トス

此責任ハ退社後二ケ年ノ満了ニ因リテ消滅ス

第參拾六條

- 一 業務担等社員ノ任期ハ滿壹ケ年トシ毎年通常總會ニ於テ改選ス

但再撰スルヲ得

第參拾七條

- 一 毎年十二月總社員ヲ招集開會ス之レヲ通常總會ト稱ス其他必要ノ場合ニ於テ臨時開會スルモノヲ臨時總會ト稱ス

第參拾八～四拾條

⑨の「定款」「第廿三～四條」と同一により略。

第四拾壹條

- 一 各社員ニ於テ集會ノ通知ヲ受ケ會議ニ出席セサル社員ハ本會ノ決議ニ必ラス服從スルモノトス

第四拾貳條

- 一 通常總會ニ於テ社長ハ事業實際報告ヲ為シ併テ結果表ヲ作り總會ノ認諾ヲ受クベシ

第四拾參～四條

⑨の「定款」「第廿二條」「第廿五條」と同一のため略。

第四拾五條

- 一 本會社ノ業務担当ノ任アル社員ヲ除ク外各社員ノ責任ハ有限トス

第四拾六條

- 一 本契約施行細則ハ業務担当社員ノ總會ヲ以テ別ニ定ムルモノトス

第四拾七條

- 一 本契約ノ改正ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非レバ變更スルヲ得ス

但多数ヲ以テ決スルモノニアラズ

第四拾八條

- 一 會社カ登記ヲ受ケタル事項ノ變更ハ總テ七日

内ニ登記公告ヲ受クヘシ

若シ怠リタルトキハ業務担当ノ任アル社員ハ罪則ニ觸ルモノトス

右締結ノ証トシテ各自署名捺印ス

明治廿六年十二月廿七日

以下、⑨の「定款」の同じ署名と捺印あり。略。

⑫ 陳述書

明治26年12月

長野區裁判所須坂出張所に⑩の「契約」とともに提出されたもの。内容は、東行合資会社の住所、資本金額、社員名、出資者およびそれぞれの出資額等が記されている。いずれも⑨の「定款」と同

一なので略す。

⑬ 東行社事蹟報告 明治26年2月
 明治25年、東行社の書記局が、東行社の経営現況を把握するために調べ、まとめた報告書である。この報告書が完成されたものでないことは、つぎの前文からもうかがえる。ただ、これは当時の東行社の経営状況を知る手がかりをあたえてくれるので、その必要なかぎり以下に紹介しておくことにする。

明治廿五年度本社事蹟報告ヲ編輯シ事実ヲ各部門ニ蒐集シ統計調査スト雖トモ事多岐ニ涉リ精粗實巖ナキ能ハサルハ汎リ社員諸君ノ供覧ニ誤謬等ノ部門ハ書記局へ御忠告ヲ乞ヒ漸次確調ヲ得ルニ随ヒ是正スル所アラントス

明治廿六年三月

東行社 書記局

遠万殿（遠藤万作の略…筆者）

田新股（田中新蔵の略…筆者）

二白口御全員御覽濟之上ハ御返戻ヲ乞フ

東行社揚榭場事蹟報告

目次

東行・俊明両者協會所決議

製絲方法

全 繰賃銀

全 更正繰賃銀及賞与

粗製工女罰

デニール罰

目外目不足罰

全 糸目制限更正

大中小類罰

生絲等級及賞罰

工女姓名及月給区分調

工女任罷

工女揚榭数及平均揚数調

絲捻括数及平均絲捻括数調

纏束把数及平均結束把数調

揚榭場記事

事務摘録

事歴略叙

荷組当番順次

職員姓名及給料調

全 課別及課ニ耐スル月給調

全 任罷

事務調査

小枠受付数調

製絲釜数及生糸産額并等級調

光澤賞罰調

屑物産額調査

製絲及屑物運搬費調

製絲出荷個数及賣價調

會計事務

収入之部

支出之部

残勘定支出入調査

財産調査

揚榭場建物

但付属品悉皆ノリ

雜品調査表及雜品渡詳細表

生絲製造賃銀規定

一 製絲繰賃拾匁ニ付

金貳錢

月俸區分調

| 等級 | 月俸 | 人数 |
|-----|---------|-----|
| 壹等 | 五円 | 十一人 |
| 二等 | 四円五十錢 | 十三人 |
| 三等 | 四円 | 九人 |
| 四等 | 三円七十錢 | 五人 |
| 五等 | 三円廿～五十錢 | 十二人 |
| 六等 | 三円 | 十一人 |
| 七等 | 貳円七十錢 | 九人 |
| その他 | 貳円五十錢 | 二人 |
| | 貳円三十錢 | 一人 |
| | 貳円廿錢 | 三人 |
| | 貳円 | 五人 |

工女揚榭数調

| 月次 | 就業日数 | 延人員 | 揚總数 | 平均売人揚数 |
|-----|------|--------|---------|--------|
| 7月 | 25 | 1,500 | 25,033 | 167 |
| 8月 | 28 | 1,708 | 38,918 | 228 |
| 9月 | 30 | 1,920 | 35,554 | 185 |
| 10月 | 31 | 1,953 | 24,198 | 124 |
| 11月 | 29 | 1,798 | 20,611 | 114 |
| 12月 | 45 | 2,790 | 27,240 | 98 |
| 合計 | 188 | 11,669 | 171,554 | 153 |

製絲本数并等級種別調

| 姓名 | 釜数 | 製糸高 | | 本数 | 等級 | | | | 別 | 等外 |
|-----|-------|--------|-------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|----|
| | | | | | 金星 | 銀星 | 朱星 | 朱星 | | |
| 牧新 | 240 | 1,820 | 貫5765 | 100,096 | 52,540 | 31,182 | 9,714 | 3,686 | 2,974 | |
| 牧支店 | 60 | 562 | 0280 | 30,698 | 16,684 | 9,666 | 2,448 | 1,078 | 822 | |
| 遠万 | 78 | 547 | 0215 | 30,308 | 16,120 | 9,462 | 3,030 | 1,096 | 600 | |
| 綿芳 | 70 | 596 | 4260 | 33,330 | 19,552 | 10,786 | 1,970 | 778 | 244 | |
| 高庄 | 66 | 515 | 4590 | 32,382 | 19,490 | 8,975 | 2,454 | 800 | 663 | |
| 高支店 | 17 | 69 | 5980 | 3,898 | 1,930 | 1,278 | 246 | 178 | 266 | |
| 牧藤 | 64 | 578 | 0830 | 31,422 | 17,016 | 10,284 | 2,450 | 1,178 | 494 | |
| 神浅 | 60 | 552 | 1150 | 30,646 | 17,024 | 9,786 | 1,926 | 904 | 1,006 | |
| 神遠 | 60 | 366 | 2325 | 20,384 | 10,356 | 6,150 | 1,872 | 716 | 1,290 | |
| 田秀 | 60 | 461 | 2270 | 25,293 | 13,754 | 7,890 | 2,238 | 748 | 663 | |
| 田録 | 60 | 345 | 9365 | 19,312 | 9,906 | 6,190 | 1,798 | 792 | 626 | |
| 青甚 | 50 | 314 | 6360 | 17,192 | 9,080 | 5,408 | 1,594 | 684 | 426 | |
| 持藤 | 50 | 412 | 0225 | 23,382 | 12,430 | 7,778 | 2,012 | 842 | 320 | |
| 田新 | 50 | 456 | 8930 | 24,792 | 14,026 | 7,930 | 1,992 | 732 | 112 | |
| 神民 | 46 | 371 | 3650 | 20,220 | 11,082 | 6,830 | 1,416 | 648 | 244 | |
| 田多 | 46 | 186 | 5700 | 10,234 | 5,900 | 3,332 | 538 | 372 | 92 | |
| 田作 | 36 | 205 | 3020 | 11,464 | 6,114 | 3,532 | 978 | 350 | 490 | |
| 山五 | 34 | 197 | 7600 | 10,944 | 5,476 | 3,314 | 864 | 450 | 840 | |
| 土栄 | 30 | 223 | 6295 | 12,032 | 6,242 | 3,822 | 948 | 438 | 582 | |
| 勝六 | 30 | 190 | 3520 | 10,624 | 5,794 | 3,526 | 914 | 276 | 114 | |
| 霜元 | 30 | 210 | 1525 | 11,488 | 6,774 | 3,674 | 684 | 258 | 98 | |
| 小伸 | 30 | 72 | 7705 | 4,106 | 2,084 | 1,198 | 310 | 142 | 372 | |
| 神甚 | 28 | 31 | 1220 | 1,732 | 878 | 630 | 118 | 64 | 42 | |
| 牧六 | 26 | 169 | 4585 | 9,524 | 5,014 | 3,036 | 822 | 406 | 246 | |
| 神新 | 24 | 165 | 2695 | 9,226 | 4,624 | 2,984 | 718 | 340 | 560 | |
| 牧友 | 24 | 144 | 4135 | 8,364 | 4,356 | 2,674 | 760 | 314 | 260 | |
| 梅鶯 | 24 | 155 | 4050 | 8,713 | 4,792 | 2,722 | 706 | 288 | 205 | |
| 梅友 | 20 | 142 | 0535 | 7,800 | 4,066 | 2,396 | 688 | 190 | 460 | |
| 土喜 | 24 | 146 | 0140 | 8,196 | 4,328 | 2,560 | 508 | 288 | 512 | |
| 牧沖 | 24 | 124 | 9440 | 6,998 | 3,696 | 2,364 | 508 | 252 | 178 | |
| 中仁 | 22 | 122 | 5585 | 6,701 | 3,745 | 2,203 | 492 | 186 | 75 | |
| 市久 | 22 | 156 | 0555 | 8,658 | 4,508 | 2,968 | 646 | 370 | 166 | |
| 牧辰 | 21 | 143 | 9820 | 7,908 | 4,554 | 2,576 | 480 | 168 | 130 | |
| 青嘉 | 20 | 113 | 2660 | 6,252 | 3,052 | 2,012 | 612 | 322 | 254 | |
| 宮忠 | 20 | 109 | 3320 | 6,178 | 3,644 | 1,984 | 330 | 154 | 66 | |
| 安喜 | 20 | 107 | 3350 | 5,938 | 3,000 | 1,666 | 574 | 236 | 462 | |
| 小又 | 20 | 118 | 7635 | 6,960 | 3,500 | 2,232 | 618 | 356 | 254 | |
| 内新 | 18 | 111 | 4985 | 6,482 | 3,418 | 2,174 | 588 | 224 | 78 | |
| 北喜 | 18 | 99 | 4880 | 5,666 | 2,996 | 1,848 | 566 | 178 | 78 | |
| 保清 | 15 | 87 | 8535 | 4,976 | 2,836 | 1,538 | 332 | 168 | 102 | |
| 小和多 | 12 | 70 | 8290 | 3,958 | 2,210 | 1,258 | 234 | 114 | 142 | |
| 合計 | 1,669 | 11,410 | 3390 | 644,477 | 348,591 | 203,818 | 52,696 | 21,764 | 17,608 | |

月俸及精勤賞支拂調

| 月次 | 男工 | 女工 | 小計 | 精勤賞 |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|
| 7月 | 218,377 | 210,913 | 429,290 | 42,185 |
| 8月 | 243,993 | 243,027 | 487,020 | 43,342 |
| 9月 | 246,522 | 244,876 | 491,398 | 40,165 |
| 10月 | 245,435 | 247,329 | 492,764 | 41,435 |
| 11月 | 241,161 | 234,656 | 475,817 | — |
| 12月 | 238,327 | 242,224 | 480,551 | — |
| 1月 | 127,850 | 121,422 | 249,272 | — |
| 合計 | 1,561,665 | 1,544,447 | 3,106,112 | 167,127 |

備考

- 一 職工男女共尅ケ月皆勤ノ者ヘハ月俸ノ尅割ヲ精勤賞トシテ賞與ス尅回欠勤ノ者ヘハ月俸ノ五分ヲ賞與ス
- 一 三日欠勤ノモノハ月俸額ヲ月ノ日数ニ割一回欠勤スル日当ヲ取り去リ残額ヲ給与ス以下準之
- 一 テドロ賞ハ工女尅ケ月間ニ誤リナク試験糸ヲ操ルトキハ金十歩ヲ賞與ス
- 一 揚工女尅ケ月誤リナク揚返スルモノヘハ社名入り手拭尅節ヲ賞與ス
- 一 以下略。

この「東行社事蹟報告」は、先にしめした目次の順にしたがって本文90ページにおよぶ墨書の冊子である。ここでは、紹介するにあたり、たとえば「月俸区分調」については、工女名が記されていたがそれを略し、等級別の賃金と人数をしめすにとどめた。また、「工女数調」「月俸及精勤賞支払取調」「製糸本数并等級種別調」では、漢用数字を算用（アラビア）数字にあらためた。さらに数字の訂正も明らかなものにかぎり若干おこなった。「備考」は必要な範囲にとどめあとは略した。「製糸本数并等級種別調」の「姓名」は略称である。たとえば、「牧新」は「牧新七」のことである。⑨の「東行合資會社定款」の「第六條」を参照してほしい。

(未完)

(註) 本研究には昭和61年度長野大学地域社会研究助成費を得ている。